

危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請に関する承認基準

第1 承認基準（消防局基準）

法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮貯蔵又は仮扱い（以下「仮貯蔵等」という。）については、次によること。

なお、危険物を収納したタンクコンテナ又は箱型のコンテナ（ドライコンテナ、リーフアーコンテナ等）（以下「タンクコンテナ等」という。）に係る対応については、「第2タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵（令和4年12月13日消防危第275号）」によること。

1 仮貯蔵等の期間

法定期間（10日間）終了後、申請を反復して期間を延長することはできない。

2 仮貯蔵等の場所

(1) 仮貯蔵等を承認できる場所の位置は、政令第9条第1項第1号に掲げる製造所の位置の例によること。

(2) 屋外の場合

ア 仮貯蔵等ができない危険物は、第3類の危険物、二硫化炭素、沸点が40℃未満の危険物、省令第16条の3に定める指定過酸化物質及びアルカリ金属の過酸化物質とする。

イ 仮貯蔵等を行う場所の位置は、危険物の品名、数量及び危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所であること。

ウ 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所とし、その周囲には柵等を設け、他の部分と明確に区画すること。

エ 前ウの柵等の周囲には、政令第16条第1項第4号に準じた幅の空地を確保すること。ただし、政令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料（省令第10条に定める不燃材料をいう。以下同じ。）で造った防火上有効な塀を設けることにより、消防長又は消防署長が安全であると認められた場合はこの限りではない。

(3) 屋内の場合

ア 仮貯蔵等を行う場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造（建基法第2条第7号の耐火構造をいう。以下同じ。）又は不燃材料で造られ、かつ、開口部に防火設備を設けた専用室とすること。

イ 仮貯蔵等を行う建築物（室）内に危険物以外の物品がある場合は、不燃材料の隔壁等を設け、防火上有効に区画し、別置すること。

ウ 電気設備は電気工作物に係る法令の規定によること。

3 貯蔵又は取扱いの基準

仮貯蔵等を行う場所での危険物の貯蔵又は取扱いは、政令第24条から第27条に定める技術上の基準に準じて行うこと。

4 危険物取扱者の立ち会い

危険物の貯蔵又は取扱いに際しては、当該危険物を取り扱うことのできる危険物取扱者が取り扱うか又は立ち会うこと。

5 標識、掲示板

標識及び掲示板を次の要領により設けること。

(1) 標識

周囲の見やすい場所に「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」である旨を表示した標識を掲げること。標識板の大きさ及び色は、規則第17条第1項に準じ設けること。

(2) 掲示板

仮貯蔵等の期間、危険物の類、品名、数量、危険物の性質に応じた注意事項及び現場管理責任者の氏名を記載した掲示板を標識に並行して掲げること。掲示板の大きさ及び色は、規則第18条第1項に準じて設けること。

6 消火設備

貯蔵又は取り扱う危険物の性質、数量等に応じ、政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備をその能力単位の数値が危険物の所要単位の数値以上になるように設けると。

7 基準の特例

消防署長が危険物の類、品名、数量及び危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の状況から判断して火災予防上支障がないと認める場合は、この基準によらないことができる。

第2 タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵（令和4年12月13日消防危第275号）

1 事務処理上の留意事項

- (1) 申請者が同一で、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナ等を仮貯蔵する場合は、1の仮貯蔵とすることができる。
- (2) タンクコンテナ等の安全性及び輸送行程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。
- (3) 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した書類とするが、必要最小限にとどめ、申請者に過重な負担をかけないようにすること。

ア 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表わした見取図

イ 屋内での仮貯蔵

前アに定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表わした図面

- (4) 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。

ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、感染症等の影響により、船員や港湾労働者の確保ができないなど、港湾の稼働状況が悪化した結果による船舶の遅延、鉄道の不通等の申請者等の責によらないやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎて同一の場所で仮貯蔵を継続する必要性が生じた場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること。

- (5) 次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

ア 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナ等を積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸

場との間において、一時的にタンクコンテナ等を車両に積載して運ぶ場合

イ コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置若しくは変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるため、タンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合

ウ 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるため、タンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

2 技術上の基準等に係る指針

(1) 屋外における仮貯蔵

ア 仮貯蔵場所

(ア) 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所であること。

(イ) 仮貯蔵場所の周囲には、3 m以上の幅の空地を保有すること。

ただし、政令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより、消防長又は消防署長が安全であると認めた場合はこの限りではない。

(ウ) 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

イ 標識及び掲示板

(ア) 標識

仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危険物仮貯蔵場所」である旨を表示した標識を設けること。

(イ) 掲示板

仮貯蔵場所には、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、貯蔵する危険物に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

ウ 消火設備

仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

エ 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

(ア) 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じること。

(イ) 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。

(ウ) 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。

(エ) タンクコンテナ等を積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナ等に限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ等の頂部までは6 m以下とすること。

(オ) タンクコンテナ等の相互間には、点検のための間隔を設けること。

(カ) 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナ等の異常の有無及び前(ア)から(カ)までを確認すること。

(2) 屋内における仮貯蔵

ア 仮貯蔵場所

(ア) 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備を設けた専用室とすること。

(イ) (ア)の専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

イ その他

前(1)、イからエまでの例によること。